

殿

見積依頼番号：

りんかい日産建設(株) 支店

作業所

印

見積依頼書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、下記内容につきまして見積りをお願い申し上げます。

敬具

記

- 工 事 件 名 :
- 工事場所又は納入場所 :
- 工事期間又は納入日 : 着工 令和 年 月 日
竣工 令和 年 月 日
- 見積範囲又は見積内容 :
- 見積書提出期限 : 令和 年 月 日
- 見積書提出先 :
- 見積書様式 : 貴社様式 当社様式
- 添付資料 : 特記仕様書 (全 枚) 設計図面 (全 枚)
 数量表 (全 枚) 見積条件書 (全 枚)
 その他 :
 適用する仕様書等 : 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 『公共建築工事標準仕様書』
 建設工事請負契約約款
- その他 :

見積条件書

(以下、乙という) は見積りにあたり、
りんかい日産建設株式会社 (以下、甲という) の定める下記事項を条件とする。

1. 支給資材・貸与資機材

無 有 (別紙、支給資材・貸与資機材明細表を参照のこと)

2. 支給資材・貸与資機材の引渡し方法

引渡し日: 令和 年 月 日

引渡し場所: 工事現場内 その他: _____

3. 支給資材・貸与資機材の代金支払いについて

別紙明細表記載の有償支給資機材の代金及び貸与資機材の使用料については、毎月
の出来高より差し引くものとする。

但し、特別の事情がある場合については、甲乙別途協議の上、決定する。

4. 支払条件

当 月 _____ 日締切り

[現金]	出来高支払	[電子記録債権]	電子記録債権	%
	翌月末現金		サイト	日
	翌々月末現金		起算日	日
[保留金]			※休日の場合翌営業日	

特記事項
.....
.....

5. 労災保険料

含まない 含む

6. りん友晶和会労働災害防止互助事業費

契約後、事業費として毎月の請求金額より徴収します。

労務・外注業者 (りん友晶和会正会員)

土木工事 1.8/1000
 建築工事 1.2/1000 を徴収します。

材料納入・資機材リース業者 (りん友晶和会賛助会員)
0.3/1000 を徴収します。

控除最低額 1000円 月々の請求額が税抜き1000円未満の場合は事業費を徴収しない。

最低徴収額 300円 計算上の徴収額が300円未満の場合、300円を事業費として徴収する。

例 1000円の賛助会員請求があった場合、事業費は $1000 \times 0.3 \div 1000 = 0.3$ 円であるが、
最低徴収額は300円であるので、300円徴収する。

7. 工場検査・試験

無 有 (顧客立会無し 顧客立会有り)

品名: _____

検査・試験の方法: _____

出荷許可の方法: 検査・試験の結果により作業所長が伝達します。
.....
.....

8. 検査・試験の内容・方法・頻度

(1) 受入検査: _____

(2) 工程内検査: _____

(3) 受取方法: _____

(4) 検査・試験の実施者: _____
.....
.....

9. 提出書類

- ・ 工程表
 不要 要 見積書提出時 工事着手前まで 月 日まで)
- ・ 作業手順書／施工計画書
 不要 要 見積書提出時 工事着手前まで 月 日まで)
- ・ 安全関係書類
 不要 要 見積書提出時 工事着手前まで 月 日まで)
- ・ 製作図／加工図
 不要 要 見積書提出時 工事着手前まで 月 日まで)
- ・ 試験成績書／品質証明書等
 不要 要 見積書提出時 工事着手前まで 月 日まで)

10. 付帯設備等

- ・ 現場事務所 無 見積り要 無償支給 有償支給
- ・ 作業員宿舎／休憩設備 無 見積り要 無償支給 有償支給
- ・ 資材倉庫・置場／仮設用地費 無 見積り要 無償支給 有償支給
- ・ 給水設備／電力設備 無 見積り要 無償支給 有償支給

11. 適用規格

ISO9001 ISO14001 に基づく当社マネジメントシステムを適用します。
 上記システムについて当社からの条件：

12. 安全管理

- ・ 労働基準法、労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則その他関係法令及び当社安全衛生管理基準を遵守すること。
- ・ 有資格者を配置すること。
- ・ 安全指示を遵守すること。
- ・ 各種打合せ、行事へは参加すること。
- ・ 資機材、残土等の搬入出において過積載を禁止し、道路交通法・運行経路を厳守すること。
- ・ 持ち込み機械の点検を実施すること。
- ・ 立ち入り禁止措置の維持管理を行うこと。
- ・ 安全看板等の維持管理を行うこと。
- ・ 安全対策費用について、明確な内訳を作成すること。
- ・ 安全書類の受け渡しについては原則グリーンサイトで行うこと。

13. その他の条件

- ・ 社員の資格 不要 要 ()
- ・ 社員の駐在 規定しない 規定する ()
- ・ 作業員の資格 不要 要 (職長教育)
- ・ 工事写真 甲が実施 乙が実施
- ・ 測量 無 有 (甲が実施 乙が実施)

乙の実施事項：

- ・ 試験費用 無 有 (甲が負担 乙が負担)

乙の負担事項：

- ・ 建設リサイクル法第10条に係わる届出の対象工事 該当する 該当しない
 ※該当する場合「建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づく書面」を契約者相互で交付します。

・その他

14. 社会保険加入に係る要請

- (1) 法定福利費を明示した見積書とすること。
- (2) 見積に係わる一次下請業者は、社会保険等加入業者に限定する。
- (3) 二次下請業者以下について社会保険等加入の有無を確認し、未加入の場合は、加入を指導するとともに、法定福利費を明示した見積書を要請すること。

15. その他取引条件に係わる事項

(1) 条件内容の変更などに関して

乙は、次の場合には、直ちに書面にて甲に対し通知する。甲は、乙のかかる申し出があった場合速やかに調査・指示し、必要に応じ、工事内容・工法・作業条件を変更し、又は契約図書を訂正する。

1. 契約図書に示されていない事項があるとき、又は記載された事項が適当でないとき
2. その他契約条件について予期することのできない特別な事情が発生し、又は発見されたとき

(2) 個別工事の変更及び中止に関して

甲は、個別工事に関し、必要により、工事内容・工法・作業条件の変更及び工事の一部又は全部の中止ができる。この場合、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償する。但し、甲によるこの変更及び中止が、乙の責に帰すべき事由がある場合は、乙は甲に対し、甲の蒙った損害を賠償する。

(3) 天災その他の不可抗力による損害に関して

天災その他の不可抗力により、甲の確認又は許可した個別の出来形部分、工事仮設置物、現場搬入済みの工事材料及び機械器具に損害を生じたときは、甲がその損害を負担する。但し、その損害のうち、乙が善良なる管理者としての注意義務を怠ったことにより生じた損害は、乙の負担とする。

(4) 請負代金額等の変更に関して

甲及び乙は、次の各号の一にあたる理由により工事代金額又は支払条件が不相当となり、これを変更する必要があると認めるときは、甲・乙協議の上、請負代金額又は支払条件を変更することができる。

1. 工事内容の変更
2. 賃金、材料費など諸物価の著しい変動
3. 関係法令等の制定、改廃

(5) 第三者に及ぼした損害に関して

- ① 個別工事の施工のため第三者（関連工事の請負者等を含む。以下同じ。）に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。但し、この損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。
- ② 前項の場合において、その施工につき第三者との間に紛争が生じたときは、乙がその処理にあたるものとし、紛争が甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がその処理解決にあたり、乙は甲に協力する。

(6) 請負代金の支払方法及び時期に関して

- ① 個別契約に基づく請負代金の支払時期及び方法については、注文書・注文請書の定めるところによる。
- ② 甲は、前項の定めにかかわらず、やむを得ない場合には、乙の同意を得て請負代金支払の時期又は方法を変更することができる。
- ③ 甲は、乙に対し、必要に応じ前払金を支払うことができる。この場合、乙は甲の請求に応じて担保の提供又は連帯保証人を立てるものとする。

(7) 瑕疵担保責任に関して

- ① 個別工事の目的物に瑕疵があるときは、甲は、乙に対して書面により相当の期間を定めてその瑕疵の補修・改造を請求する事ができる。又は補修・改造の代わりに損害賠償請求、若しくは、補修・改造とともに損害賠償を請求することができる。
- ② 甲が、前項により補修・改造を求めたにもかかわらず、乙が甲の指定する期日までに補修・改造を完了させないことが明らかであるときは、甲は自ら補修・改造するか又は第三者に補修・改造させる。この場合、乙はその費用を負担する。
- ③ 第1項及び第2項の規程により甲が乙に対して瑕疵の補修又は損害賠償を請求することができる期間は、元請工事における瑕疵担保期間と同じとする。但し、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をすることができる期間は甲が元請工事を引き渡した日より10年とする。
- ④ 個別契約が、『住宅の品質確保の促進等に関する法律』（平成11年法律第81号）第94条第1項に定める住宅を新築する建設工事である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条第1項及び第2項に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。）について補修又は損害賠償の請求を行う事ができる期間は10年とする。
- ⑤ 建築設備の機器、室内装飾及び家具などの瑕疵については、その引渡しするとき甲が検査をして直ちに乙に対し補修又は代替の請求を求めなければ、以後乙の責任は免除される。但し、容易に発見できない隠れた瑕疵については、その引渡し後6ヶ月の間、乙は第1項から第3項に規定する瑕疵担保責任を負うものとする。

(8) 履行遅滞の場合における損害金に関して

- ① 乙の責に帰すべき理由により完成期日までに工事を完成し、工事目的物の引渡をすることができないときは、乙は、これにより甲が蒙った損害を賠償する。
- ② 乙は、甲が支払期日に請負代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に定める割合の遅延利息を甲に請求する事ができる。但し、乙が一般建設業の許可業者で、個人企業又は資本金が建設業法施行令第7条の2で定める額未満の法人であるときは、精算払についての利息は建設業法第24条の5第4項に定める割合とする。

(9) 契約に関する紛争の解決に関して

甲・乙間の紛争に関する第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

16. 建設キャリアアップシステムに関する事項について

2019年4月より運用を開始した建設キャリアアップシステムに関して、事業者登録並びに在籍する技能者の技能者登録の普及・推進を行っています。契約時には建設キャリアアップシステムに関する内容を理解して頂き、その運用にあたっては基本的に事業者登録、技能者の同意に基づく登録を行い、参加協力する事を前提に契約を締結します。現場に従事される作業員の方は、原則、建設キャリアアップシステムの登録を完了した方とし、就労日数の蓄積のためカードリーダー等の認証作業に協力を願います。

17. 見積時の予定労務賃金の内訳を明示、または添付について
技能労働者の処遇改善を目的とした『労務費見積り尊重宣言』に基づき、見積書には見積時の予定労務賃金の内訳の明示または内訳資料を添付すること。
18. サステナブル調達方針について
当社は、「人・社会・環境との共生」の理念に基づき、サステナブル調達方針を策定し、ホームページに公開しています。ステークホルダーの皆様とともに持続可能な社会を目指すため、サプライチェーンを構成するすべてのパートナーの皆様にも、本方針の理解を働きかけ、支持していただくことを期待します。
<https://www.rncc.co.jp/company/susp-policy.html>
見積提出にあたっては本方針へのご理解とご支持をいただけることを前提とします。本調達方針に基づく調査が当社より実施される場合、ご協力願います。同方針に関して違反等がある場合は、随時調査、是正をお願いすることがあります。
19. 反社会的勢力等の排除
反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書を提出すること。
20. 個人事業主（一人親方）の就労について
当社の建設工事に従事する個人事業主（一人親方）は、原則、都道府県労働局長の承認を受けた特別加入団体が手続きを行っている『労働者災害補償保険特別加入』に加入していることとします。加入状況（労働保険番号・加入期間・加入団体等）がグリーンサイトもしくは書面（写し）で作業所入場前に確認できない場合は、作業所への入場をお断りします。

以上